

平成二十一年十一月四日受領  
答 弁 第 五 号

内閣衆質一七三第五号

平成二十一年十一月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出平成二十二年度予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本拓君提出平成二十二年度予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書

御指摘の事業は、厚生労働省が作成した「平成二十一年度予算案の主要事項」（以下「予算案の主要事項」という。）に記載されている主な事業のことを指すものと考えるが、そうであるとすれば、当該主な事業は、予算書上の複数の事業を取りまとめた上で記載しているところ、平成二十二年度予算概算要求については、予算案の主要事項と同様の取りまとめ方で資料を作成していないため、お尋ねについて、直ちにお答えすることは困難である。

なお、長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担及び年金給付費国庫負担金については、予算案の主要事項において予算書上の単一の事業を記載しており、比較可能であるが、これらについては、継続して平成二十二年度予算概算要求を行っている。